

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問31（情）第1号）

第1 審査会の結論

広島高速道路公社（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書を部分開示とした決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成30年10月30日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、次の（1）及び（2）の文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

- （1）高速5号線シールドトンネル工事（以下「本件工事」という。）における、〇〇共同企業体（以下「本件共同企業体」という。）提出の見積書（第3回提出分）
- （2）本件共同企業体提出の工事内容内訳書（平成28年5月23日実施機関受理分）

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求の対象となる行政文書として、実施機関が発注した本件工事に関し、本件共同企業体から実施機関に提出された、次の（1）から（6）までの文書を特定の上、行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成30年11月13日付けで審査請求人に通知した。

- （1）平成28年4月22日付け「設計数量及び見積書」（総括）（以下「文書1」という。）
- （2）平成28年4月22日付け「設計数量及び見積書」（当初工事）（以下「文書2」という。）
- （3）平成28年4月22日付け「設計数量及び見積書」（契約予定工事）（以下「文書3」といい、文書1から文書3までを総称して「対象文書A」という。）
- （4）平成28年5月23日付け工事費内訳書（総括）（以下「文書4」という。）
- （5）平成28年5月23日付け工事費内訳書（当初工事）（以下「文書5」という。）
- （6）平成28年5月23日付け工事費内訳書（契約予定工事）（以下「文書6」といい、文書4から文書6までを総称して「対象文書B」という。また、対象文書A及び対象文書Bを総称して「本件対象文書」という。）

3 審査請求

審査請求人は、平成30年11月27日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し，全部開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は，おおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は，不開示部分の理由について，企業活動への不利益を挙げる。だが，本件工事は，広島県，広島市の税金を投じて建設される公共性の高いものである。また，本件工事で不可解な契約があったことも判明した。実施機関は，県民に工事契約の情報を知らせる公益性を重視すべきである。

また，本件工事の見積条件や施工名称，単価などをひとくくりにして不開示としているが，条例の趣旨に照らせば，それぞれに具体的な理由が必要だと考える。

- (2) 実施機関の弁明は認められない。本件対象文書の全部開示を求める。

条例では，第1条で「県政に関し県民に説明する責務を全うするよう努めるとともに，県民の県政に対する理解と信頼を深め，県政への参加を促進し，もって活力に満ちた公正で開かれた県政を推進する」ことを目的に定めている。

今回，本件工事については，既に受注した本件共同企業体との間で，本件共同企業体から提出された対象文書Aで，約100億円の工事費が削られ，そのまま入札が行われ，契約まで交わされるという事態が発覚している。実施機関が設置した第三者委員会の報告書（平成31年3月18日全文公表済み）では，そうした入札手続が「不適切」とされ，実施機関の理事長も記者会見という公の場で「県民の信頼を損なった。」と陳謝している。

さらに，当該報告書によると，その不適切な手続を主導したのが実施機関だったことも判明した。公金が投じられる本件工事を巡って発覚したこの不適切な入札契約に対する県民の目は厳しく，理事長の説明どおり，実施機関への信頼は大きく損なわれている。

そうであるならば，実施機関は，条例第1条にあるように，実施機関への「理解と信頼を深める」ため，本件工事に係る契約に関する書類を全て開示すべきである。

条例第12条では，「行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても，公益上特に必要があると認めるときは，開示請求者に対し，当該行政文書を開示することができる。」と定めている。

本件対象文書は，本件工事の契約手続の根幹をなす重要文書であることは言うまでもない。当該第三者委員会が「不適切」な契約と指摘し，県民からも厳しい視線が注がれている以上，本件対象文書を開示することは「公益上特に必要がある」場合に該当する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が，弁明書で説明する本件処分を行った理由は，おおむね次のとおりである。

1 本件処分に至る経緯

(1) 対象文書の特定について

本件請求のうち、上記第2の1(1)に対しては、平成28年4月22日に、本件共同企業体が発注機関へ提出した、3回目の「設計数量及び見積書」である対象文書Aを特定した。また、同(2)に対しては、平成28年5月23日に、本件共同企業体が発注機関へ提出した「工事費内訳書」である対象文書Bを特定した。

(2) 本件対象文書の内容について

対象文書Aは、本件共同企業体が発注機関へ提出した本件工事の設計及び積算に必要な資料として、工事区分、工種、種別、細別に相当する項目で作成し、対応する単位、数量、単価、金額を表示した設計数量等(数量総括表、内訳書、単位表、規格等)の内容で作成し、発注機関へ提出したものである。

対象文書Bは、本件共同企業体が発注機関へ提出した本件工事の入札時に必要な資料として、対象文書Aに記載された項目に係る金額を記載し、発注機関へ提出したものである。

2 本件処分の理由

(1) 条例第10条第3号により部分開示とした理由について

平成27年11月30日付けで本件工事に係る「一般競争入札の公告」(以下単に「公告」という。)を行ったところ、公告で示した特記仕様書に基づき、本件共同企業体によって、入札参加者の設計・施工提案書(以下「本件設計・施工提案書」という。)及びその提案内容に対応した「設計数量及び見積書」が、平成28年2月22日及び同年4月11日に提出され、さらに同月22日に対象文書Aが提出されている。

本件設計・施工提案書の内容については、専門性が高いことなどを理由に、トンネル分野に精通した学識経験者で構成される、トンネル技術検討委員会で、提案内容が基本性能を満足しているか、非公開で審議されている。

その後、同年5月23日に、本件共同企業体から入札書及び対象文書Bが提出され、開札事務の手続を経て、同月31日に契約に係る包括協定を締結している。

(2) 条例第10条第3号本文に該当する理由について

条例第10条第3号本文は、法人その他の団体(以下「法人等」という。)に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除いて、不開示情報として取り扱うことを規定している。

本件工事は、地表面沈下の抑制を図るとともに、大断面のシールド工法でトンネルを掘削し、高水圧下で高強度の岩盤掘削を行う、国内での施工実績が極めて少ない、高度かつ特殊な技術を要するトンネル掘削工事及びトンネルを掘削するマシンの実施設計を含む製作等を行う工事である。

このため、入札に当たっては、トンネル構造や施工上のリスク対策等、民間

企業の優れた技術を活用し企業の独自工法に基づく設計及び施工に関する高度な技術力，工事における品質確保，合理的な設計，効率性の向上等を求める技術提案を公募し，トンネル技術等に精通した学識経験者で構成する技術検討委員会で提案内容が基本性能を満足しているか非公開で審議し，技術的な妥当性等について確認している。

その提案内容に沿って作成された対象文書Aについては，公告で公表している施工名称，数量及び数値を除いた，施工名称，数量，単位，単価及び金額等は，前述のとおり，法人等の技術上及び営業活動上の秘密に関する情報が盛り込まれているとともに，法人等の技術水準や，得手・不得手分野等が明らかにされる情報であり，当該法人等の独自の事業活動情報である。

また，同様にその提案内容に沿って作成された対象文書Bについては，公告で公表している施工名称及び落札者決定後公表している入札額と同額の合計額（総額）を除いた，施工名称，数量，単位，単価及び金額並びに合計額（総額以外）は，前述のとおり，法人等の技術上及び営業活動上の秘密に関する情報が盛り込まれているとともに，法人等の技術水準や，得手・不得手分野等が明らかにされる情報であり，当該法人等の独自の事業活動情報である。

さらに，対象文書A及び対象文書Bの表紙の当該法人等の印影（丸印）については，契約等に使用される印であるため，偽造されること等により事業活動に支障を来すおそれがある情報であり，当該法人等の独自の事業活動情報である。

このため，これら事業活動情報を公にすることにより，本件共同企業体の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため，条例第10条第3号に該当するものと判断し，不開示とした。

(3) 条例第10条第3号ただし書の該当性について

本件対象文書における不開示部分を開示しないことにより，人の生命等に危害等が現に生じている，又は危害等が生じることが予測されているとはいえないため，当該不開示部分は，条例第10条第3号ただし書に該当しないものと判断した。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は，本件工事に関し，受注者である本件共同企業体から，発注者である実施機関に対して提出された文書の開示を求めるものである。

実施機関は，本件請求に対して，文書1から文書6までの対象文書A及び対象文書Bを特定し，その一部が条例第10条第3号に該当することを理由に不開示とし，本件処分を行った。

これに対して，審査請求人は，不開示部分の全部開示を求めるとともに，条例第12条による公益上の理由による裁量的開示も主張しているため，以下，不開示部分について，条例第10条第3号の不開示情報該当性及び条例第12条の適用について検討する。

2 条例第10条第3号の不開示情報該当性について

条例第10条第3号は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを規定しており、「正当な利益を害するおそれ」があるかどうかは、法人等又は事業を営む個人の当該事業の性格、規模、事業内容等に留意して、その情報を開示した場合に生じる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断するものである。

(1) 本件工事について

ア 本件工事は、実施機関が公告により一般競争入札に付した工事であり、公告において、入札方式の一部について次のとおり定められていた。

(ア) 当初工事（高速5号線シールドマシン製作他工事）と契約予定工事（高速5号線シールドトンネル掘削他工事）の各工事（以下「個別工事」と総称する。）の一括競争入札により落札者を決定し、個別工事の契約に関する事項等を定めた協定を締結した後に、協定に基づき工事請負契約を締結する、枠組み協定型一括入札方式の試行工事であること。

(イ) 「トンネルの耐久性及びメンテナンス性に配慮した構造」等に係る提案を受け付け、その提案の審査において、技術交渉により提案の改善を求め、又は提案を改善する機会を与え、また、提案を実施するために必要な設計数量や単価表等の見積りの提出を求め、予定価格を定める、設計・施工提案交渉方式の試行工事であること。

イ 本件工事の入札参加申請者は、本件工事に係る設計・施工提案について、技術的事項に関する所見を、既定様式である設計・施工提案書に記載し、必要に応じて実施機関からの求めに応じた改善も行い、併せて、予定価格に反映させるための資料として、当該設計・施工提案に対応した「設計数量及び見積書」を提出することとされていた。

ウ 本件工事の入札参加者は、最後に提出した設計・施工提案に基づいて入札書及び工事費内訳書を提出することとされ、個別工事ごとに見積もった金額の合計額をもって入札するものとするが、工事費内訳書は個別工事ごとに作成し、「設計数量及び見積書」に記載された項目に係る金額を記載し、個別工事ごとに作成した工事費内訳書の合計額は、入札額と一致するとされていた。

エ 実施機関は、本件工事の入札に参加し、落札者となった本件共同企業体を相手方として、平成28年5月31日付けで、協定及び当初工事に係る契約を締結し、平成29年3月31日付けで、契約予定工事に係る契約を締結した。

オ 平成30年10月26日、実施機関は、本件工事の工事費増額（以下「本件事案」という。）に関する発表を行った。

(2) 本件対象文書について

当審査会において本件対象文書を見分したところ、対象文書A及び対象文書

Bは、それぞれ個別工事ごとに作成され、個別工事の記載内容を集約した「総括」と題する文書が作成されていた。また、各文書の構成及び不開示部分は、別表1及び別表2のとおりであり、文書1(総括)は文書2(当初工事)及び文書3(契約予定工事)の、文書4(総括)は文書5(当初工事)及び文書6(契約予定工事)の記載内容を集約したものであった。

(3) 対象文書Aの不開示情報該当性について

ア 対象文書Aは、上記(1)イにより提出された「設計数量及び見積書」である。

当審査会から実施機関に対して、設計・施工提案交渉方式の採用理由等について確認したところ、次のとおりであった。

(ア) 設計・施工提案交渉方式の採用理由

本件工事は、上記第4の2(2)のとおり高度・特殊な工事であったことから、民間技術の優れた技術を活用し、独自工法に基づく設計及び施工に関する技術提案を求め、その審査を行うとともに、必要に応じて改善を求める、設計・施工提案交渉方式を採用した。

(イ) 設計・施工提案交渉方式を用いない一般的な建設工事の入札方式との相違点

通常建設工事では、公告段階で入札参加者に設計・施工提案や「設計数量及び見積書」を求めることは通例ではなく、発注者が詳細設計を行い、その結果と積算基準書、建設物価等を基に予定価格を算出する。予定価格の算出に当たり、当該建設工事に必要な工種や資材によっては、積算基準書や建設物価等に歩掛、単価の記載がない場合があり、工事発注準備の積算段階で、必要な項目に応じ、施工会社、資材メーカー等に対して別途、見積依頼を行う。

(ウ) 本件設計・施工提案書について

上記(ア)のとおり、本件工事は高度・特殊な工事であり、基本的に標準歩掛を適用した官積算ができないため、設計から施工までの全てを見積りとする設計・施工提案交渉方式を採用した。本件設計・施工提案書は、本件共同企業体が、本件工事における特殊な条件下で、独自のノウハウに基づき、どのような施工をするかを検討し、施工を踏まえた計画を立案したものであって、その内容は、本件共同企業体の技術的ノウハウ及び技術水準等に関する情報である。

イ 当審査会において設計・施工提案書の様式を見分したところ、構造物、施工計画及び環境保全対策について、それぞれ複数項目にわたって留意点や対策に関する提案の記載が求められているから、本件設計・施工提案書の記載内容は、本件共同企業体が独自に保有する技術的な能力や水準を示すものと認められる。

そして、対象文書Aは、上記(1)イにより提出することとされ、提案内容を実現するに当たって必要な金額が、詳細な内訳とともに記載されている。また、不開示部分(本件共同企業体の印影を除く。)は、金額の総計のみな

らず、費目、工種、資材名称及び数量等、これらに対応する単価及び金額並びに見積りの前提となる具体的な条件も含まれていることから、公にすると、本件設計・施工提案書の内容が明らかになるものと認められる。

さらに、金額部分については、本件工事の各業務をどの程度の額で実施できるかを示しており、本件共同企業体の販売、営業等に関する情報でもあることから、当該不開示部分を公にすると、将来の同種工事における競合他社や発注者との関係において、本件共同企業体の事業活動に対し競争上不利益を与えるおそれがあると認められる。

ウ 本件共同企業体の印影は、本件共同企業体の代表構成員の代表者印である。実施機関によれば、本件工事に係る協定書及び契約書にも同一の形状の印が押印されているということであるため、本件共同企業体が、本件工事に係る一連の書類の一つとして、本件共同企業体の行為の真正性を証するために押印したものと認められる。また、公にすると悪用のおそれもあることから、本件共同企業体自らが管理すべき内部管理情報である。

エ 以上のことから、対象文書Aの不開示部分は、条例第10条第3号の不開示情報に該当する。

(4) 対象文書Bの不開示情報該当性について

ア 公告によれば、対象文書Bは、原則として対象文書Aにおける数量及び純工事費と一致することとされている。実施機関に確認したところ、対象文書Bにおいて対象文書Aと一致する必要がある箇所は、具体的には、純工事費の内訳の「数量」欄及び純工事費の合計額の部分ということであった。

また、当該部分以外の箇所における、対象文書Aの記載内容との同一性について、実施機関に対して確認したところ、次のとおりであった。

(ア) 上記(1)ウのとおり公告で示しているため、対象文書Aと一致しなくてもよい部分においても、内容が大きく乖離することは一般的には想定できない。

(イ) 少なくとも、「費目・工種・施工名称など」、「数量」及び「単位」の欄は、「設計数量及び見積書」と同じ内容になると考えられる。

イ 対象文書Bは、入札書とともに提出されるものであり、対象文書Aの内容と必ずしも完全に一致する必要はないものの、本件工事においては、本件設計・施工提案書及び対象文書Aと無関係に作成されることとはなっていないことから、不開示部分（本件共同企業体の印影を除く。）を公にすると、本件設計・施工提案書及び対象文書Aの内容が明らかになると認められる。

さらに、「単価」及び「金額」の欄並びに見積総額については、落札時において、本件工事の各業務をどの程度の額で実施できるかを示したものであり、本件共同企業体の販売、営業等に関する情報でもあることから、当該不開示部分を公にすると、対象文書Aと同様に、本件共同企業体の事業活動に対し競争上不利益を与えるおそれがあると認められる。

なお、対象文書Bに押印されている本件共同企業体の印影は、対象文書Aに押印されているものと同一であった。

以上のことから、対象文書Bの不開示部分は、条例第10条第3号の不開示情報に該当する。

(5) 部分開示の可否について

条例第11条第1項では、開示請求に係る行政文書に不開示情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離することができるときは、当該不開示情報が記録されている部分を除いて、当該行政文書の開示をしなければならないと規定されている。

上記(3)及び(4)のとおり、本件対象文書の不開示部分は、全体としては、条例第10条第3号の不開示情報に該当するものの、部分的に開示できる部分がないか否かについて、以下検討する。

ア 総額

文書1から文書6までの各総額のうち、工事費内訳書である文書4の総額は、実施機関が公表している本件共同企業体による入札価格であるため、開示されている。そして、上記(4)アのとおり、「設計数量及び見積書」である文書1の総額と文書4の総額は一致する必要はなく、文書1の総額を公にすると、本件共同企業体が、入札時において、見積時点から増減させた金額が判明することとなる。このような性質の金額は、競合他社には秘匿すべき販売、営業等の情報と認められる。

文書2及び文書3の各総額は、いずれか一方であれば、公にしても、合計である文書1の総額を明らかにすることにはならない。しかしながら、実施機関によれば、本件工事は、国内でも施工実績が少なく、高度な技術が求められているということであり、公告において個別工事の施工内容が明らかになっていることからすると、文書2又は文書3の各総額のいずれかであっても、公にすると、本件共同企業体の事業活動に不利益を与えるおそれがあると認められる。

文書5及び文書6の各総額は、文書4の総額が開示されているから、いずれかを公にすると、残りの総額も明らかになる。

ところで、実施機関と本件共同企業体の間で締結された個別工事の契約額は、実施機関によって公にされている。しかしながら、公告によれば、当該金額は工事費内訳書により実施機関が定めることとされており、実施機関によると、具体的には、対象文書Aをもとに、実施機関で積算できる部分を再積算し、あるいは、施工する内容を個別工事間で調整する等して予定価格を定め、対象文書Bの内容を確認した上、当該予定価格の内訳と落札価格を勘案して決定しているということであった。そうすると、個別工事の契約額が公表されていることは、文書5及び文書6の各総額を開示する理由とはならず、また、文書5及び文書6の各総額は、文書2及び文書3の各総額と同様の性質を有する数値であるといえるから、文書5及び文書6の各総額のみであっても、公にすると、本件共同企業体の事業活動に不利益を与えるおそれがあると認められる。

イ 工事費及び設計費の総額

対象文書Aについては、設計費が含まれている文書1及び文書2に工事費及び設計費の各総額が計上されており、当該各総額の一部であれば、公にしても、不開示とした各文書の総額を明らかにすることにはならない。しかし、設計及び施工が一体的に入札対象とされているという本件工事の入札方式の特殊性に鑑みると、本件共同企業体が工事費又は設計費に配分している額のいずれかだけでも公にすると、本件共同企業体の事業活動に不利益を与えるおそれがあると認められる。

対象文書Bについては、設計費が含まれている文書4及び文書5に工事費及び設計費の各総額が計上されており、当該各総額の一部であれば、公にしても、不開示とした文書5及び文書6の各総額を明らかにすることにはならない。しかし、当該各総額はいずれも、文書1及び文書2の工事費及び設計費の各総額と同様の性質を有する情報であるといえるから、公にすると、本件共同企業体の事業活動に不利益を与えるおそれがあると認められる。

ウ 工事費及び設計費の見積条件

対象文書Aのうち、文書1及び文書2には工事費及び設計費の見積条件が、文書3には工事費の見積条件が記載され、工事費の見積条件では連番を除く内容の全てが、設計費の見積条件では設計工種別に記載された内容が不開示とされている。

対象文書Aにおける見積条件の性質及び不開示とした具体的理由について実施機関に確認したところ、次のとおりであった。

(ア) 本件工事のように公告の段階で見積書を徴することは、一般的な建設工事においては通例ではない。

(イ) 一般的な建設工事では、発注者が、発注準備段階において、積算基準等に記載のない歩掛、単価について、施工会社や資材メーカー等に見積りを依頼することがあるが、この場合には、発注者が見積りに必要な条件等を見積依頼書に明確に記載した上で依頼するので、依頼を受けた見積作成者が、見積条件を記載して回答することは通例ではない。

(ウ) 対象文書Aにおける見積条件は、本件共同企業体が独自に記載したものである。内容によっては、本件設計・施工提案書の内容を直接推測することが可能になるものもある。さらに、本件共同企業体が、実施機関により公告時に特記仕様書で示された内容を解釈した上で、どのようなことを見積条件として付すのか、それをどのように記載をするのかは、本件共同企業体の見積書の作成に係る技術的能力を示すとともに、営業的・事務的能力であるともいえることから、不開示とした。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、見積条件の記載内容は、本件設計・施工提案書の内容を推測し得るものが一部あるほか、全体として、公告時に示された仕様をどのように解釈しているのか、すなわち、本件共同企業体の技術的な能力及び水準を示すものであると認められる。

また、実施機関の説明するとおり、建設工事に係る見積りにおいては、通

常、見積作成者が施工上の条件を詳細に記載することは通例とはいえないから、見積条件について、その表現方法も含めてどのような形式で記載するかは、本件共同企業体の見積作成上の能力を示すものと認められる。

エ 費目・工種等、数量、単位、単価及び金額

対象文書Aのうち本工事費の内訳表及び設計費の内訳表並びに対象文書Bにおける「費目・工種・施工名称など」欄の一部を不開示とした具体的理由について実施機関に確認したところ、次のとおりであった。

(ア) 本件工事を構成する要素のうち、主体となる部分（レベル2以上）を開示し、レベル3以下は不開示とした。レベル2はあくまでも総称であり、その名称だけからは具体的な工事内容は判明しない。

(イ) 公告では、「設計数量及び見積書」の様式について、平成16年度改訂版「新土木工事積算大系の解説」を参考に作成することとされており、同解説では、工事工種の体系階層（レベル）について次のとおり定義づけられている。

a レベル2（工種）…一定の構造を持つ部位を施工するための一連作業の総称

b レベル3（種別）…体系全体の見通しをよくするための、レベル2とレベル4をつなぐ区分

c レベル4（細別）…工事を構成する基本的な単位目的物又は単位仮設物であって、単位とともに契約数量を表示するレベル。積算・見積り時にはこのレベル項目が価格算出の基本となる。

(ウ) 共通仮設費のレベル3にある「安全費」等の費目は、工事費を構成する上で必須の項目であり、公告にも示していたことから、開示した。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、「費目・工種・施工名称など」欄のレベル3以下の記載内容から、本件設計・施工提案書の内容を推測し得るものがあるほか、レベル3以下をどのように構成するかは、本件共同企業体が、公告時に示された仕様をどのように解釈しているのか、すなわち、本件共同企業体の技術的な能力及び水準を示すとともに、見積作成上の能力を示すものと認められる。

また、対象文書Aのうち本工事費の内訳表及び設計費の内訳表並びに対象文書Bの「数量」、「単位」、「単価」及び「金額」欄については、公にすると、その記載内容や記載場所から、不開示となっている「費目・工種・施工名称など」欄の内容を推測し得ることとなると認められる。

オ 上記のほか、文書1及び文書3の最終ページの表中の不開示部分は、文書1及び文書3の他の不開示部分と関連し、当該不開示部分の記載内容が推測可能となる情報と認められる。

カ 以上のことから、実施機関が、別表1及び別表2の不開示部分を不開示とした判断は、妥当である。

3 条例第10条第3号ただし書の適用について

条例第10条第3号ただし書は、法人等の事業活動により、人の生命、身体、健康、生活又は財産への危害等が現に生じているか、又は危害等が将来生じることが予測される状態が存在している場合には、このような危害等から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために開示することが必要と認められる情報が記録されている行政文書は開示しなければならないとする趣旨である。

本件対象文書は、本件工事に関する文書であり、本件事案に係る調査等の対象となった文書ではあるが、本件工事及び本件事案に関して、人の生命、身体、健康、生活又は財産への危害等が現に生じているか、又は危害等が将来生じることが予測される状態が存在しているとは認められないため、本件対象文書の不開示部分は条例第10条第3号ただし書には該当しない。

4 条例第12条の適用について

条例第12条は、条例第10条により不開示とされている情報であっても、個々の事例における事情によっては、開示することの利益が開示とすることによる利益に優越すると認められるほどの公益性があるときは、実施機関の判断により開示することができることを定めたものであり、「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第10条第3号ただし書の規定等による人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護のため必要な場合の開示義務に比べ、より広い社会的、公共的な利益を保護する特別の必要のある場合のことをいう。

条例第12条による開示は、実施機関による高度な行政判断により裁量的に行われるものであるところ、本件処分時において、本件対象文書の不開示部分を開示しなければならないほどの明らかな事情は認められず、実施機関が同条による開示の判断をしなかったことに、裁量権の逸脱又は濫用は認められない。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表1（対象文書A）

文書1，文書2及び文書3の欄の「○」印は，各文書において，当該印が付されている行の不開示部分の欄に記載された内容が，不開示とされていることを示す。

文書区分	不開示部分	文書1	文書2	文書3
表紙1	本件共同企業体の印影	○	○	○
表紙2	請負見積金高（総額）	○	○	○
表紙3	工事費の請負見積金高（総額）	○	○	
見積条件（総括情報表）	なし			
見積条件	表題，表の連番及びページ下部のページ数以外	○	○	○
本工事費（内訳表）	次に掲げる事項以外 <ul style="list-style-type: none"> ・表題 ・表頭 ・「費目・工種・施工名称など」欄のレベル2までの記載内容（共通仮設費についてはレベル3までの記載内容）並びに当該記載内容に対応した「数量」欄及び「単位」欄の記載内容 ・「備考」欄のうち対象金額及び経費率の数値を除く部分 ・ページ右上及び下部のページ数 	○	○	○
内訳書	次に掲げる事項以外 <ul style="list-style-type: none"> ・表題 ・内訳書の番号 ・表頭 ・各内訳書の最終行における「費目・工種・施工名称など」欄の「計」の文字 ・「備考」欄の記載内容 ・共通仮設費のレベル3の費目に係る内訳書において左上に記載された費目 ・ページ右上及び下部のページ数 	○	○	○
工種明細表	次に掲げる事項以外 <ul style="list-style-type: none"> ・表題 ・工種明細表の番号 ・表頭 	○	○	○

	<ul style="list-style-type: none"> 各工種明細表の最終行における「工種・施工名称など」欄の「計」の文字 「備考」欄の記載内容 ページ右上及び下部のページ数 			
代価表	次に掲げる事項以外 <ul style="list-style-type: none"> 表題 代価表の番号 表頭の上の欄にある「[名称]」, 「[規格1]」, 「[規格2]」及び「当り」の文字 表頭 各代価表の最終行から2行目に「計」の行がある場合の「名称・規格など」欄の「計」の文字 「備考」欄の単価表及び代価表の番号並びに「{自動集計費目計算用}」の文字 ページ右上及び下部のページ数 	○	○	○
施工単価表	次に掲げる事項以外 <ul style="list-style-type: none"> 表題 施工単価表の番号 表頭の上の欄にある「[名称]」, 「[規格1]」, 「[規格2]」及び「当り」の文字 表頭 各施工単価表の最終行から2行目の「名称・規格など」欄の「計」の文字 ページ右上及び下部のページ数 	○	○	○
表紙4	設計費の請負見積金高（総額）	○	○	
見積条件	設計工種別の記載事項	○	○	
設計費内訳表	次に掲げる事項以外 <ul style="list-style-type: none"> 表題 表頭 「費目・工種・施工名称など」欄のレベル2までの記載内容並びに当該記載内容に対応した「数量」欄及び「単位」欄の記載内容 	○	○	

	<ul style="list-style-type: none"> ・「備考」欄の記載内容 ・ページ右上及び下部のページ数 			/
内訳書	次に掲げる事項以外 <ul style="list-style-type: none"> ・表題 ・内訳書の番号 ・表頭 ・各内訳書の最終行における「費目・工種・施工名称など」欄の「計」の文字 ・「備考」欄の記載内容 ・ページ右上及び下部のページ数 	○	○	/
工種明細表	次に掲げる事項以外 <ul style="list-style-type: none"> ・表題 ・工種明細表の番号 ・表頭 ・各工種明細表の最終行における「工種・施工名称など」欄の「計」の文字 ・「備考」欄の記載内容 ・ページ右上及び下部のページ数 	○	○	/
最終ページの表	「計」（2か所）及び「合計」の文字並びにページ下部のページ数以外の全て	○	/	○

別表2（対象文書B）

文書4，文書5及び文書6の欄の「○」印は，各文書において，当該印が付されている行の不開示部分の欄に記載された内容が，不開示とされていることを示す。

記載内容	不開示部分	文書4	文書5	文書6
表以外の部分	本件共同企業体の印影	○	○	○
	見積額（総額）		○	○
表	表中，次に掲げる事項以外 ・表頭 ・「費目・工種・施工名称など」欄のうちレベル2までの記載内容及び共通仮設費に対応するレベル3の記載内容 ・ページ下部のページ数	○	○	○

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 31 年 4 月 19 日	・ 諮問を受けた。
令和元年10月28日 (令和元年度第 7 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和元年11月23日 (令和元年度第 8 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和元年12月19日 (令和元年度第 9 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 2 年 1 月 21 日 (令和元年度第 10 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 2 年 2 月 20 日 (令和元年度第11回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 2 年 3 月 23 日 (令和元年度第12回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (50 音順)

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁 護 士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 (部 会 長)	広島修道大学教授